

国民年金保険料には免除制度があります

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。

免除には、全額免除と1/2、1/4、3/4免除があります。

これらの制度を「利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

○対象期間 7月から翌年6月

○申請 役場②番窓口

○持参するもの

- ・印鑑、本人確認書類
- ・マイナンバーカード等

※失業による申請の場合

・「雇用保険受給資格者証」

・「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」50歳未満の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除

保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢年金の受給資格期間にも算入されます。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給期間算入)
	受給期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2、※3 年金額への反映の割合は、お問い合わせをしてご確認ください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

下館年金事務所

☎0296(25)0829

国保税の滞納者に対する被保険者証等について

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、6月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送します。指定期日までに納付、相談等がない場合、切り替えを8月1日に行います。

○短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新（納税）が必要になります。

○被保険者資格証明書とは

国保に加入していることのみを証明するものです。

医療機関で受診をした際、かかった医療費の10割を負担し、後日、領収証を役場②番窓口持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

※町からのお願い

国保は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国保税の収納確保は、制度を維持して

いくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。制度を理解いただき、期限内納付にご協力ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

個人住民税の特別徴収（給与天引き）について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）、納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原則特別徴収により納めていただくことになっています。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便性向上につながります。事業主の皆様には、ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)